

一般社団法人日本計量生物学会 細則

(会員の権利)

第1条 会員は次の権利を有する。

- (1) 本会が刊行する会誌・図書および資料の配布を受けること
- (2) 本会の行う事業の通知を受け、これらに参加すること
- (3) 定款及び別に定める規則により、本会評議員の選挙権および被選挙権を有すること
- (4) 国際会員は国際計量生物学会 (IBS) の会員としてのすべての権利を有すること
- (5) 正会員は試験統計家の資格審査を受ける権利を有すること
- (6) 理事会への連絡、学会のメーリングリスト等を通じて、本会の運営について意見する権利を有すること
- (7) 会員総会において、理事会から学会の運営に関する重要事項の報告を受ける権利を有すること

2 会員は、会員総会において理事会から、次の事項について報告を受ける。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 役員を選任
- (4) 学会賞・奨励賞・功労賞受賞者の選定
- (5) 名誉会員の選定
- (6) 会費の変更
- (7) その他本会の運営に関する重要な事項

3 会員総会は、理事会の議決に基づき、会長が招集する。会員総会の議長は、会長がこれに当たる。

(会費の納入)

第2条 会員の会費年額は定款第7条の種別により次のとおりとし、当該年度の3月末日までに納入しなければならない。

- (1) 正会員 6,000 円
- (2) 学生会員 0 円
- (3) 賛助会員 1 口 10,000 円 3 口以上

2 名誉会員は会費を納めることを要しない。

3 国際会員は上記金額を為替レートに応じて理事会で定める IBS の送金分を上乗せした額とする。ただし、学生会員は自動的に国際会員とする。

4 学生会員の資格については、IBS の基準に合わせて、理事会で基準を設定して運営する。

(役員を選出方法)

第3条 評議員および役員を選出方法は以下のとおりとする。

- (1) 評議員 全国を東日本と西日本に分け、定款作成時の有権者の人数に比例するように、東日本 25 名、西日本 15 名計 40 名を選挙により正会員および名誉会員の中から選出する。選挙人と被選挙人の権利を有する者は、選挙年の 8 月 1 日現在、本会の正会員および名誉会員とする。ただし必要に応じて、東西の評議員数は見直す。
 - (2) 会長及び会長以外の代表理事 評議員選挙において選出された者の互選（選挙／協議）により会長及び会長以外の代表理事の候補者を選出し、理事会の議決によって当該候補者を選任する。ただし名誉会員は会長及び会長以外の代表理事になれない。
 - (3) 理事 理事のうち 13 名は、評議員選挙において選出された者の互選（選挙）により候補者を選出し、社員総会の議決によって選任する。残りの 5 名については、次期会長候補者が正会員の中から選出し、社員総会の議決によって選任する。ただし名誉会員は理事になれない。なお、理事に欠員が生じた場合、社員総会の議決によって補欠の理事を選出することができる。
 - (4) 監事 社員総会が理事以外の評議員の正会員の中から選挙／協議により選出する。名誉会員は監事になれない。
 - (5) 選挙は、選挙管理委員会を設置しその管理下で実施する。
 - (6) 選挙方法等は、一般社団法人日本計量生物学会選挙管理委員会内規として別に定める。
- 2 評議員選挙における東日本とは、新潟県、長野県、静岡県およびそれらよりも以東の都道府県に属する日本の地域であり、西日本とは、それ以外の日本の地域とする。ただし海外在住の会員は、西日本に含めるものとする。

(理事の会務)

第4条 理事の会務分担は理事会での話し合いによるものとする。

- 2 会長、庶務担当理事、会計担当理事は、それぞれ IBS 日本支部の President、Secretary、Treasurer となる。

(委員会)

第5条 各種委員会の委員は、理事会において委員長を理事の中から委嘱し、他は正会員および名誉会員の中から選考し、委嘱する。

(表彰制度)

第6条 学会からの表彰制度として、学会員を対象に、学会賞、奨励賞、功労賞、若手優秀発表賞の賞をおく。

- 2 前項の何れの賞も個人を対象とするもので、1 人あたり生涯にわたる各賞の受賞数をたかだか 1 回とする。

(各賞の選定)

第7条 各賞受賞者候補の選定のために、選定委員会を設け、候補者の推薦作業を行う。

2 各賞の選定は以下のとおりである。

- (1) 学会賞 優れた原著、総説、著書を発表した正会員を対象に、学会賞選定委員会への自薦・他薦により、毎年たかだか1名を選出し、理事会での承認を得て、社員総会において選定する。
- (2) 奨励賞 一般社団法人日本計量生物学会誌、Biometrics、Journal of Agricultural, Biological, and Environmental Statistics (JABES)、IBS Region の雑誌（例えば Biometrical Journal）等に掲載された論文の著者（単著でなくても第1著者かそれに準ずる者）で、原則として40歳未満の本会の正会員または学生会員を対象に、毎年1名以上を奨励賞選定委員会により選出し、理事会での承認を得る。
- (3) 功労賞 学会の活動や発展に著しい貢献をした者、顕著な研究成果を挙げた者、顕著な教育実績を挙げた者を受賞の対象者とし、学会賞選定委員会により候補者を選出した後、理事会での協議のうえ社員総会でその承認を行う。なお、本賞については毎年受賞者数に制限を設けないものとする。
- (4) 若手優秀発表賞 年会の筆頭演者で口頭発表を行う者を対象に、演題応募時に本会正会員で、年会開催年の1月1日時点で40歳未満の者を対象とする正会員部門、演題応募開始時に学生会員要件を満たす本会学生会員であり、年会開催年の1月1日時点で40歳未満の者（年会開催年の3月に大学院を修了予定の者も含む）を対象とする学生会員部門のそれぞれにおいて、若手優秀発表賞選定委員会により選考を行う。

(事務局)

第8条 本会の事務局は財団法人統計情報研究開発センター内（〒101-0051 東京都千代田区神田神保町3-6 能楽書林ビル5F）におく。

(細則の変更)

第9条 この細則は、理事会の議決によって変更することができる。

2016年6月16日 施行（一般社団法人日本計量生物学会設立）

2018年9月11日 改定

2024年2月19日 改定

2024年7月29日 改定